

## 別紙1

### 済生会新潟病院カフェテナント運営事業者出店要領

#### 1. 出店条件

カフェテナントエリアの再整備と運営

なお、スペースの利用方法は、使用可能範囲内において現状と異なっても構わない。

(詳細は別紙2「カフェテナント運営事業者使用可能範囲」参照)

- (1) 2階カフェテナントエリアを整備すること
- (2) 設備整備に関する工事費用は全て事業者負担とする
- (3) その他、当院の依頼において業務内容を変更する場合は、可能な限り対応すること
- (4) 前業者と協力し、売店機能を止めることなく開店準備を行うこと

#### 2. 賃貸料等その他条件

- (1) 契約期間  
2025年7月1日から2033年6月30日まで8か年とする
- (2) 賃貸料  
変動賃貸料として、毎月売上の一定割合等を当院へ支払う
- (3) 光熱水費  
光熱水費及び水道費は事業者負担とする
- (4) 清掃等  
店舗内部及び使用の許可を受けた面積にかかる清掃は、事業者の責任において、これを行うこととする
- (5) 店舗の設置・運営にあたっては、関係法規及び本院の関係規則等に定めることを遵守することとする
- (6) 売店を利用する職員への福利厚生の一環として、可能な限り職員割引を実施すること ※4. (3) 参照

#### 3. スケジュール等

①現事業者契約満了日（業者撤退日）：2025年6月30日（月）

②開店希望日：2025年7月1日（火）

※開店準備にあたっては、前事業者と協力の上、売店機能を止めることなく、利用者への負担を最小限とすること

#### 4. 現在仕様（参考）

##### (1) 営業時間

月～金 7：00～17：00

土 9：00～15：00（日祝：休み）

※GW、年末年始、面会規制等により変更が生じる場合は、協議の上営業時間を決定する

##### (2) 賃貸料

固定賃貸料として、毎月 100,000 円を当院へ支払う

※新型コロナウイルスの影響により減額中

変動賃貸料として、毎月売上の 5%を当院へ支払う

##### (3) 福利厚生

福利厚生の一環として職員は 10%割引が適用される。（専用カードでの支払いのみ）

別紙 2

カフェテナント運営事業者使用可能範囲

※下記の図、青枠エリア

